

令和6年度 富士市立富士南中学校

学 校 危 機 対 応 マ ニ ュ ア ル

※見えるところに掲示してお使いください。

学校からの連絡は、「ライデンスクール」を通じて連絡します。

1 大雨・暴風・洪水のいずれかの警報が富士市に発表されたとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
- 在校中の場合 → 15:00 を過ぎても解除されなければ、保護者は学校からの連絡を待つ。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。



2 震度5弱以上の大規模地震が発生したとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
学校に避難した場合は「在校中の場合」に同じ。
- 在校中の場合 → 保護者は迎えに行く。

※（大津波警報発表時は学校で待機）

- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。



3 南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、状況に応じて以下のキーワードで南海トラフ臨時情報が発表される。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	①調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	②巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 ※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の 数倍程度 の状態
	③巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ※情報発表後7日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の 100倍程度 の状態
	④調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (1) 「①調査中」「②巨大地震注意」「④調査終了」のとき

通常通り学校の教育活動を行う。

- (2) 「③巨大地震警戒」のとき

- 登下校中の場合 → 自分の家か学校か近い方に避難する。
- 在校中の場合 → 原則、学校に留め置く。保護者が希望すれば、引き渡す。
- 在宅中の場合 → 自宅待機をし、学校からの連絡を待つ。

「③巨大地震警戒」が発表されたときは、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、3日間程度の臨時休校とする。

4 全国瞬時警報システム（Jアラート）警報が、登校前、静岡県に出されたとき

「1」と同様の対応とする。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧ください ——

近くにミサイル落下！

●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物が
ない場合
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

「内閣官房国民保護ポータルサイト」より

5 学校からけがや病気の連絡があったとき

- 通常 → 学校へ子どもを迎えに行く。場合によっては病院へ連れて行く。
- 緊急時 → 学校へ行き救急車に同乗する。学校が病院へ連れて行った場合は、直接病院へ行く。

6 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症の疑いがあるとき

- (1) 登校せず病院へ連れて行き、診断結果を学校へ報告する。
- (2) 感染症と診断された場合は、指示された期間は自宅療養する。登校の際は、指示された書類を学校に提出する。（感染症によって用紙が異なる。）

7 不審者に遭遇したとき

- (1) 子どもは近くの家に避難する。
- (2) 最初に警察（富士警察署 51-0110）へ電話し詳しい内容を伝える。
＜警察へ伝える内容＞日時、場所、不審者の特徴、車のナンバーなど
警察による不審者の身柄確保、被害の拡大防止につなげるため。
- (3) 学校へ連絡する。
※在校中に情報があつた場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。

8 交通事故に遭ったとき（保護者の運転で交通事故に遭ったときも同様）

- (1) 救急車を要請する。
- (2) 学校へ連絡する。
※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。

9 校区の事件発生・危険動物の出没等

- (1) 最初に警察へ連絡する。
- (2) 次に学校へ連絡する。
※状況に応じて、学校から家庭へ対応を連絡する。
※在校中に情報があつた場合は、状況に応じて学校から対応について連絡する。